

Title	私法学会発表の直前の頃
Sub Title	
Author	新田, 敏(Nitta, Satoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.6 (1995. 6) ,p.149- 150
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今泉孝太郎先生追悼記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950628-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

さらには例の学園紛争の時期の法学部長そして常任理事と、人の嫌がる激職を間断なく歴任された難局の処理に奔走された。その合間に数多くの論文や随筆を執筆され、「新物権法論」「新民法総則」また「農民法研究」の精緻な大著を次々と公刊して行かれたのであるから、先生の超人的な活力には今更のように驚嘆するほかはない。

先生の薫陶を受けて多くの研究者・法曹が巣立ち、現在義塾の内外に活躍していることは言うまでもない。しかしそれと同時に、先生とともに戦後の義塾の建て直しに尽力した多くの職員・塾員が、ご退職後もなお先生を中心として美しい心の絆を長く保っていることは、磊落洒脱にして思いやり深く誠実懇切な先生のお人柄を如実に示すものである。

定年制度は畢竟人為的な仮初の時の区分でしかない。

先生の御逝去により、法学部が、慶應義塾が、如何ばかりの深刻な打撃を蒙ったかは計り知れぬものがある。時光虚しく渡らず人虚しく渡るといふ。先生が逝かれて後、「時の経過を真実」たらしめる力が、残されたわれわれ晩進に恵まれんことを。

法学部教授 内池 慶四郎

私法学会発表の直前の頃

私が今泉先生から親しくご指導を戴くようになったのは、大学院に入学した年からである。修士課程一年の民法特殊講義の時間がその最初である。その年は債権総論の重要点を講義されたと記憶している。履修者は私を含めて四名であったが、他の履修者はおとなしい人達だったから、質問をするのは私だけと言ってよかった。一年間先生を独占させて戴いていたような気がする。そこで学部時代に民法を勉強していた納得できないでいた事を、自分の不勉強を棚に上げて、いろいろな質問をさせて戴いた。

なかでも民法四一六条のご説明の時に、先生が当時の通説・判例と同じ立場に立たれて、この規定は「相当因果関係説」に立つものと説明されたので、学部時代に、刑法の因果関係の勉強をした時からの疑問を、先生に申し上げ、特に同条の一項と二項の関係についてどうしても納得できないことを申し上げ、結局翌週翌々週の二回にわたって議論の相手をして戴いた。今考えてみると、先生に当時の私の欲求不満をぶつけただけに過ぎないように思えるが、ことのほか察しのよい先生は、そんなことは先刻ご承知だったのではないかと思

われる。

このような私の独り相撲は、その後も続き、先生にはご迷惑のかげどおしだったように思う。とりわけドイツ留学決定の事情については、ここでは書き尽くせないぐらい、ご心配をお掛けしている。突然定年制が決定されて、翌年退職されることになった先生から、私の留学先までお手紙を戴き、「安心して退職するためには、君の助教昇進を実現しておきたいので、昇進のための論文を九月末まで送るように」との内容で、内心反抗心をたぎらせていた私を、自然体に戻して戴くことになった。もっとも日本語の資料は何も持たずに来ていたので、ドイツの資料だけで書くことになり、「ドイツにおける不動産附合法の生成」がそれである。

先生が退職されて二年半近くたった昭和四七年の夏、私はその秋の私法学会での個別報告の準備に忙殺されていた。前年に発表した論文と、その夏前に法研編集委員会に原稿を提出していた論文とを統合した内容のものにするつもりでしたが、いずれもそれまでなかった視点から論じていたので、ときおり学会の理解を得られるか、その視点に独断があるのではないか、などの思いが交錯していた。そのようなとき先生から一通のがきを戴いた。

「残暑きびしい折柄お元気にお過ごしですか。只今法研七号にて『区分所有権における客体の独立性』拜読しました。大変御研究が行届いていて感心しました。いい論文です。私も大体似た構造を考えてました。是非御研究の集大成を期待して居ります。奥様へもよろしく申し上げて下さい。小生幸に元気に過して居ります。九月二日」配達の日は雨だったようではがきの一部に滲みがある。

このおはがきによって当時の私がどれだけ勇気づけられたことか。私の研究の節目節目には、このような先生のご配慮を戴いていたことを、身に染みて有り難いことと、感謝の言葉もあります。

突然のご逝去に、いままって呆然とした思いです。心から先生のご冥福をお祈り申し上げます。

法学部教授 新田 敏